

定 款

合同会社 Alpha Extend

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、合同会社 Alpha Extend（以下「当会社」という。）と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築、建設、土木工事の請負及び施工
2. 建築物の設計及び工事監理
3. 土木工事、大工工事、左官工事、とび、コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、水道施設工事、解体工事の請負及び施工
4. 建築、建設工事に関する調査、企画、地質調査、測量、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング業務
5. 住宅等建物の建設、造成業務
6. 庁舎、教育・文化施設・医療・社会福祉施設、道路、海岸、港湾、公園、上下水道、その他公共施設並びにこれらを準じる施設の企画、建設、保有、維持、更新業務
7. 廃棄物の収集、運搬、処分及び再資源化に関する業務
8. 家具、室内装飾品、家庭用電気製品、住宅設備機器設置業務
9. 前各号に関する国外における業務
10. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

2 前項の本店所在地は、社員の同意により変更することができる。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

第2章 社員及び出資

(社員の氏名又は名称及び住所)

第5条 社員の氏名・住所は別紙「社員名簿」に記載する。

(出資の目的及びその価額)

第6条 社員の出資の目的は金銭とし、その価額は別紙「出資口数一覧」に記載する。

(業務執行)

第7条 当会社の業務は、社員全員が執行する。

(代表社員)

第8条 当会社を代表する社員は、佐竹 大志とする。

第3章 計 算

(事業年度)

第9条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配)

第10条 当会社の剰余金の分配は、社員の出資比率に応じて行う。

第4章 附 則

(設立に関する事項)

第11条 当会社の設立に際して出資する金額は、次の通りとする。

代表社員	佐竹 大志	6,500,000 円
社員	池田 一樹	1,000,000 円

(設立日)

第12条 当会社の設立日は、令和3年8月10日とする。

(最初の代表社員)

第13条 当会社の最初の代表社員は、佐竹 大志とする。

